寧京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 発行所 京 都 府

政策法務課電話(075)414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入 印刷所 中西印刷株式会社 電話(075) 441-3155

(目 次)

規 貝

ページ

○職員に対する児童手当等の支給に関する

事務取扱規則の一部を改正する規則 (職員総務課) 655

告 示

○落札者の決定

(入札課) 656

○特定建築主等太陽光発電設備等導入促進

事業補助金交付要綱

(脱炭素社会推進課)

○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届

出区域の指定の一部の解除

(乙訓保健所) 667

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事

業者等の指定

(高齢者支援課)

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事

業者等の廃止

(//) 668

○介護保険法に基づく介護医療院の開設許

可

(高齢者支援課) 669

公 告

- ○京都府労働委員会委員の候補者の推薦 (労働政策室)
- ○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所) 671

公安委員会

○落札者の決定

672

正 誤

○令和6年7月8日付け京都府公報号外第25号中

規則

職員に対する児童手当等の支給に関する事務取扱規則 の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月17日 京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第43号

職員に対する児童手当等の支給に関する事務取扱 規則の一部を改正する規則

職員に対する児童手当等の支給に関する事務取扱規則 (昭和46年京都府規則第51号)の一部を次のように改正 する。

題名中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第1条中「より支給される」を「よる」に、「及び法附則第2条第1項の規定により行われる給付」を「の支給」に、「児童手当等」を「児童手当の支給」に、「)の認定、支給及び徴収の」を「)に関する」に、「よるほか」を「定めるもののほか」に改める。

第2条中「児童手当等」を「児童手当」に、「認定、

支給及び徴収の事務」を「法第7条の認定、法第8条の支給及び法第14条の徴収に関する事務」に改める。

第3条第1項中「第8条第4項(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)」を「第8条第4項本文」に、「児童手当等」を「児童手当」に、「職員の給与、勤務時間、休日及び休暇」を「職員の給与、勤務時間等に関する規則」に改め、「ものとする」を削り、同条第2項中「(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)」を削り、「児童手当等」を「児童手当」に改め、「ものとする」を削る。

第4条中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員に対する児童手当の支給に関する事務取扱規則(以下「新規則」という。)の規定は、令和6年10月以降の月分の新規則第1条に規定する児童手当の支給に関する事務について適用し、同年9月以前の月分のこの規則による改正前の職員に対する児童手当等の支給に関する事務取扱規則第1条に規定する児童手当等の認定、支給及び徴収の事務の取扱いについては、なお従前の例による。

告示

京都府告示第458号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年9月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 購入物品の名称及び数量

複写機用紙(A 3 910箱(1,365,000枚)、A 4 18,410箱(46,025,000枚)、B 4 1,970箱(4,925,000枚)、B 5 520箱(1,300,000枚))

- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府総務部入札課 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
- 3 落札決定日 令和6年8月30日
- 4 落札者の名称及び所在地 村上紙業株式会社 京都市右京区西京極南庄境町39番地
- 5 落札金額 54,034,270円
- 6 契約の方法一般競争入札
- 7 入札公告日 令和6年1月16日

京都府告示第459号

特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年9月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、特定建築主等による再生可能エネルギーの導入を促進するため、その事務所その他その事業の用に直接供する建築物(一戸建ての住宅を除く。)で府の区域内に存するもの(以下「府内事業用建築物」という。)に太陽光発電設備を設置する民間事業者に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 特定建築主等 次に掲げる建築主である民間事業者その他の民間事業者をいう。

ア 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(平成27年京都府条例第42号。以下「再エネ条例」という。)第7条第1項に規定する特定建築主(以下「特定建築主」という。)

イ 再エネ条例第7条の2第1項に規定する準特定建築主(以下「準特定建築主」という。)

- (2) 基準量 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める石油等の一次エネルギーの熱量を、知事が別に定める方法によりキロワットに換算して得られた量をいう。
 - ア 当該府内事業用建築物の延べ床面積(特定建築主又は準特定建築主である民間事業者がその増築に係る部分に つき太陽光発電設備を設置する場合にあっては、当該部分の床面積。以下同じ。)が300平方メートル以上2,000 平方メートル未満である場合 1年当たり3万メガジュール
 - イ 当該府内事業用建築物の延べ床面積が2,000平方メートル以上である場合 1年当たり30メガジュールに当該 延べ床面積を平方メートルで表した数値を乗じて得た量(当該量が45万メガジュールを超える場合にあっては、45万メガジュール)
- (3) 発電出力 府内事業用建築物に設置される太陽光発電設備について、太陽電池モジュールの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値をキロワットで表した数値(以下「最大出力」という。)とパワーコンディショナーの 定格出力の合計値をキロワットで表した数値のいずれか低い値をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助額及び補助限度額は、別

表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業には、他の補助金等の対象となる事業を含まないものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(事前着手等)

- 第4条 補助対象者は、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合(当該補助対象事業に係る契約を締結した場合を含む。)は、補助金の交付を受けることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 次号に該当する場合を除き、やむを得ない事由により、当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を行った日から当該申請に係る補助金の交付決定前までの間に当該補助対象事業を実施しようとする場合(当該補助対象事業に係る契約を締結しようとする場合を含む。)において、知事が別に定める事前着手届を知事に提出して、その承認を受けたとき。
 - (2) 補助対象事業に係る府内事業用建築物への再生可能エネルギーの導入に係る事業計画の期間が2会計年度(府の会計年度をいう。以下同じ。)にわたる場合において、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 最初の会計年度における当該事業の着手(当該補助対象事業に係る契約の締結を含む。イにおいて同じ。)前 に事業計画承認申請書(別記第1号様式)を知事に提出して、当該事業計画の承認を受けたとき。
 - イ やむを得ない事由により、アの承認の申請を行った日から当該申請に係るアの承認を受ける日までの間に当該 事業の着手をしようとする場合において、知事が別に定める事業計画承認前着手届を知事に提出して、その承認 を受け、その後に当該申請に係るアの承認を受けたとき。
- 2 前項第2号に該当する場合において、同号アの承認を受けた事業計画に変更が生じ、又は当該事業計画に係る事業を中止し、若しくは廃止するときの手続については、それぞれ第6条及び第7条の場合に準じて知事が別に定める。 (交付の申請)
- 第5条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第2号様式によるものとする。
- 2 前条第1項第2号に該当する場合において、同号アの承認(同号イに該当する場合は、同号ア及びイの承認)を受けた補助対象者が当該事業計画に基づく補助対象事業について補助金の交付を受けようとするときの前項の申請書の提出の期日は、当該交付を受けようとする予算年度分の補助金に応じ、当該各予算年度内において知事が別に定める。
- 3 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更の承認申請)

第6条 規則第9条の規定による変更の承認に係る申請書は、別記第3号様式によるものとし、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、あらかじめ、当該申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。 ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(補助決定事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助決定事業」という。)を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第4号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助決定事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助決定事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第5号様式による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助決定事業の遂行状況について、報告書の提出を 求めることができる。

(実績報告)

- 第10条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第6号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第11条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第7号様式による報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命

じることができる。

(財産の管理及び処分)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)について、別記第8号様式による取得財産管理台帳を備え、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令 第15号)に定める耐用年数とし、同条第2号に規定する知事が定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50 万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、前項に定める期間内において、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、別記第9号様式による取得財産処分承認申請書により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産処分等により収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この告示は、令和6年9月17日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助対象事 業の区分	補助対象者	補助対象事業の内容	補助対象経費	補助額	補助限度額
1 太陽光	府内事業用建築物に地域脱	府内事業用建築物に補助	補助対象事業の	次のいずれか低い額	1 補助対象事業
発電設備	炭素移行・再エネ推進交付	対象設備の設置をする事	実施に要する経	以内の額(当該額に	につき900万円
導入事業	金実施要領(令和6年3月	業であって、次に掲げる	費のうち、地域	1,000円未満の端数	
	1日環地域事発第2403011	要件を満たすもの	脱炭素移行・再	が生じたときは、こ	
	号。以下「地域脱炭素移行	(1) 当該府内事業用建	エネ推進交付金	れを切り捨てた額)	
	・再エネ推進交付金実施要	築物の延べ床面積が	実施要領別表第	(1) 当該補助対象	
	領」という。) 別紙2の1	300平方メートル以	1に定める設備	設備の発電出力	
	のアからウまで、オ、コ及	上であること。	費又は工事費に	(当該発電出力	
	びシ並びに2のアの(ア)に定	(2) 当該補助対象施設	該当する経費	の値に1未満の	
	める要件を満たす太陽光発	(当該補助対象設備		端数が生じたと	
	電設備(その敷地に設置さ	以外の太陽光発電設		きは、これを切	
	れるものを除く。以下「補	備で当該府内事業用		り捨てた値)に	
	助対象設備」という。)の	建築物又はその敷地		5万円を乗じて	
	設置(設備の更新による設	に設置されているも		得た額	
	置を含む。以下同じ。)を	の(当該府内事業用		(2) 当該補助対象	
	行う次の事業者(市町村等	建築物内の需要に応		設備の最大出力	
	の公共団体に準じる事業者	じるためのものに限		1キロワット当	
	として知事が別に定めるも	る。)があるときは、		たりの補助対象	
	のを除く。)	当該太陽光発電設備		経費に、当該補	
	(1) 特定建築主	を含む。以下「補助		助対象設備等の	
	(2) 準特定建築主	対象設備等」とい		最大出力から基	
	(3) その他当該府内事業	う。)の最大出力か		準量を減じた値	
	用建築物内の需要に応	ら基準量を減じた値		を乗じて得た額	
	じるための補助対象設	が1を超えること。			
	備を設置することがで				
	きると認められる者				
2 蓄電池	1の項に掲げる補助対象事	1の項に掲げる補助対象	補助対象事業の	補助対象経費に3分	1の項の1補助
導入事業	業の補助事業者	事業に係る補助対象設備	実施に要する経	の1を乗じて得た額	対象事業につき

の附帯設備として蓄電池 費のうち、地域 (当該額に1,000円 100万円 (災害 を導入する事業であっ 脱炭素移行・再|未満の端数が生じた|その他の非常の て、地域脱炭素移行・再 エネ推進交付金 ときは、これを切り 場合に、同項の エネ推進交付金実施要領 | 実施要領別表第 | 捨てた額)以内の額 | 補助事業により 別紙2の1のイ、ウ、コ 1に定める設備 設置する太陽光 及びシ並びに2のアの(イ) 費又は工事費に 発電設備で発電 に定める要件を満たすも 該当する経費 された電気を、 地域住民の利用 に供することが できると認めら れるときは、 200万円)

別記

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

京都府知事様

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名)

特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金事業計画承認申請書

上記事業について、事業計画の承認を受けたいので、特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付 要綱に基づき、下記のとおり承認を申請します。

- 1 補助対象事業の実施予定期間
- 2 補助対象事業予定額 円
- 3 添付資料
 - (1) 事業計画書
 - (2) その他知事が別に定める書類
 - 注 事業計画書は、別に定める様式により作成してください。

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

京都府知事

様

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名)

特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付申請書

年度において上記事業を実施したいので、特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱に 基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額

円

- 2 添付書類
- (1) 事業計画書
- (2) その他知事が別に定める書類
- 注 事業計画書は、別に定める様式により作成してください。

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

京都府知事

様

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名)

特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定があった上記事業について、下記のとおり変更したいので、特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり承認を申請します。

- 1 変更する補助対象設備
- 2 変更後交付申請額
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

京都府知事

様

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名)

特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記事業を下記のとおり中止(廃止)したいので、特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり承認を申請します。

- 1 中止 (廃止) する補助事業の内容
- 2 中止 (廃止) の理由
- 3 中止の期間 (廃止の時期)

第5号様式(第8条関係)

年 月 日

京都府知事

様

申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名)

特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業遅延等報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記事業について遅延等がありました ので、特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 これまでに要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定
- 注 遅延等の理由を立証する書類を添付してください。

第6号様式(第10条関係)

年 月 日

京都府知事

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名)

特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定があった上記事業について、下記のとおり実施しましたので、特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び精算額

 補助金交付決定額
 円

 補助金精算額
 円

様

- 2 添付書類
 - (1) 事業実施報告書
 - (2) その他知事が別に定める書類

注 事業実施報告書は、別に定める様式により作成してください。

第7号様式(第11条関係)

年 月 日

京都府知事

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名)

特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金に係る 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記事業に関する 年度消費税及 び地方消費税の額について、下記のとおり確定しましたので、特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助 金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額(知事が確定通知書により通知した額)

様

円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 4 補助金返還相当額(3-2)

円

注 別紙として積算の内訳を添付してください。

第8号様式(第12条関係)

取得財産管理台帳

区分財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	設置場所	備考
			円	円			

注 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には区分して 記載してください。

第9号様式 (第12条関係)

年 月 日

京都府知事

様

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名)

特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金に係る 取得財産処分承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記事業に関し、下記のとおり財産を処分したいので、 特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり承認を申請します。

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

京都府告示第460号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の一部に ついて、次のとおり指定を解除する。

令和6年9月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

告示番号	指定した区域	土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省 令第29号)第31条第1項の基準に適合して いない特定有害物質の名称	指定を解除する区域	講じられた 汚染の除去 等の措置
令和 4 年京 都府告示第 539号	向日市森本町野田2の5の一部 (次の図に示す部分に限る。)	鉛及びその化合物	向日市森本町野田2の 5の一部(次の図に示 す部分に限る。)	土壌汚染の 除去

備考 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府乙訓保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において 縦覧に供する。)

-+010+-

京都府告示第461号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介 護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年9月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社モノリス	訪問看護	訪問看護ステーションこころ城陽	城陽市平川茶屋裏36 グリーンサム 壱番館1211	令 6. 6. 1
"	介護予防訪問看護	n	11	"
株式会社ヤマシン	訪問看護	長岡京ヤマシン訪問看護ステーション	長岡京市開田4丁目22の22 アグラ ード長岡京107号室	11
"	介護予防訪問看護	n	11	"
株式会社モノリス	訪問看護	訪問看護ステーションこころ	木津川市相楽台五丁目8の2の103	11
n .	介護予防訪問看護	n	II .	"
株式会社たくみ	訪問介護	ヘルパーステーションスイート乙訓	長岡京市野添2丁目13の1 アルカ サール幸101号室	"
株式会社絆	訪問看護	訪問看護ステーション樂	宇治市伊勢田町南遊田6の21	6. 6. 7
n .	介護予防訪問看護	n	II .	11
株式会社ゆうき	訪問看護	おとくに訪問看護リハビリステーショ ン	乙訓郡大山崎町大山崎斗加坪1の52	6. 7. 1
"	介護予防訪問看護	n	n	11
合同会社ギイチ	訪問介護	carestyleブルグ	久世郡久御山町下津屋鯛ケ鼻64の1 内田ビル3階	II

株式会社STRAIG HT	訪問介護	訪問介護ルミエール	宇治市広野町西裏31の3 広野ハイツ101	6. 7. 1
株式会社ウエルネット	福祉用具貸与	株式会社ウエルネット京都南支店	城陽市長池北清水48の1	11
IJ	特定福祉用具販売	II	n	II
II.	介護予防福祉用具 貸与	II	п	11
II	特定介護予防福祉 用具販売	II.	n	11
株式会社GAI	訪問介護	ケアステーションラベンダー	木津川市城山台9丁目6の45	,,,
リヴライフコア株式会 社	通所介護	デイサービスセンターきたえるーむ長 法寺	長岡京市長法寺川原谷27	6. 8. 1
株式会社スリアロプロ ダクツ	"	脳トレデイサービス・ウェルチャオ西 向日	向日市上植野町上川原8の8 西向 日クリニックモール1A号	JJ

京都府告示第462号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があった。

令和6年9月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃 止 年月日
有限会社メディカルサ ポートダン	福祉用具貸与	有限会社メディカルサポートダン	宇治市神明宮西37の10	令 6. 3.31
II	特定福祉用具販売	n	n .	ı,
II	介護予防福祉用具 貸与	II	II .	ıı .
II.	特定介護予防福祉 用具販売	II	II .	ıı
特定医療法人三青園	訪問看護	特定医療法人三青園丹後ふるさと病院 訪問看護ステーション	京丹後市網野町小浜673	6. 6.30
II.	介護予防訪問看護	II.	IJ	n .
社会福祉法人長生園	通所介護	デイサービスセンター長生園	南丹市園部町上木崎町坪ノ内19	ıı .
社会福祉法人みねやま 福祉会	訪問入浴介護	総合老人福祉施設はごろも苑	京丹後市峰山町長岡2093	6. 7.31
株式会社福丸	通所介護	デイサービス福望	木津川市梅美台7丁目2の1	6. 8.31



京都府告示第463号

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和6年9月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	許 可 年月日
医療法人社団医聖会	介護医療院	医療法人社団医聖会介護医療院梨の里	八幡市八幡柿木垣内25の 1	令 6. 8. 1

公告

京都府労働委員会の次期委員の任命に当たり、労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項及び労働組合 法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、次のとおり使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦 を求める。

令和6年9月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 推薦資格を有する者

委員の候補者を推薦する資格を有する使用者団体又は労働組合(労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するもの)は、京都府の区域内のみに組織を有するものであること。

2 委員候補者の資格

労働組合法第19条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

3 推薦期間

令和6年9月17日 (火) から令和6年10月25日 (金) まで

4 推薦書の様式

別記様式のとおり

5 推薦書の提出先

京都府商工労働観光部労働政策室

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

電話 (075) 414-5088

別記様式 (使用者団体)

年 月 日

京都府知事様

所 在 地

使用者団体名

代表者氏名

京都府労働委員会委員候補者の推薦について

労働組合法 (昭和 24 年法律第 174 号) 第 19 条の 12 第 3 項及び労働組合法施行令 (昭和 24 年政令第 231 号) 第 21 条第 1 項の規定により、京都府労働委員会の使用者委員候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏 名	年齢	所属会社、事務所名及び地位	略歴	備考

備考 1 略歴は、別紙とし、履歴書様式で記載してください。

2 連絡先の電話番号を「備考」欄に必ず記載してください。

別記様式 (労働組合)

月 目

京都府知事

所 在 地

労働組合名

代表者氏名

京都府労働委員会委員候補者の推薦について

労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21 条第1項の規定により、京都府労働委員会の労働者委員候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏 名	年齢	所属労働組合名及び地位	略歴	備考

- 備考 1 略歴は、別紙とし、履歴書様式で記載してください。
 - 2 連絡先の電話番号を「備考」欄に必ず記載してください。
 - 3 委員候補者を推薦しようとする労働組合は、京都府労働委員会の組合資格に関する審査を必ず受け、推薦 書に当該資格審査証明書の写しを添付してください。

-+010+-

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に | 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域 関する工事が次のとおり完了した。

令和6年9月17日

京都府知事 西 脇 隆俊

宇治市小倉町神楽田4の3、5の3、5の6、5 の14、5の15

(関連区域)

宇治市小倉町神楽田5の5の一部、5の12、5の

13、市有地

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700 株式会社京都銀行
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域 八幡市欽明台北4の2、108、美濃山馬ケ背3の 2から3の4まで、4の2から4の4まで、5の1、 5の2、17の2、17の4、95の4から95の6まで、 96

(関連区域)

八幡市欽明台北103の一部

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称 枚方市養父東町65の1 社会医療法人美杉会

ページ	行	誤	正
9	下から18	面積	延べ面積
14	下から10	童数	児童数

公安委員会

京都府警察本部告示第103号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年9月17日

京都府警察本部長 白 井 利 明

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 交通規制情報管理システムの賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府警察本部総務部会計課 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 3 落札者を決定した日 令和6年7月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社 J E C C 営業統括本部 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 落札金額 96, 228, 000円
- 6 契約の方法一般競争入札

672

7 入札公告日令和6年6月7日

正 誤

令和6年7月8日付け京都府公報号外第25号中次のと おり訂正